

2022 年 12 月 22 日

ノーズフィッターなどの形状保持具の記載について

2022 年 12 月 21 日付け「マスクの JIS T9001 表示・広告ガイドライン改定版」にて、「マスクの形状保持具」の記載について新たに規定させていただきましたが、「形状保持具」としているのは、ノーズフィッター、ノーズフィット、ノーズクリップなど各社各製品で様々な呼称があることから総称としました。またマスク中央にふくらみを持たせるための保持具を有しているマスクも同様、保持具を何らかの名称で記載していると思いますので、それらも含むように「マスクの形状保持具」と記載させていただきました。

マスクには多くの形状があり、多様な保持具が使われていることから「マスクの形状保持具」と記載しています。実際の商品パッケージには、ノーズフィッター、センターバーなど従来から使用している呼称でかまいません。

【素材名の記載について】

素材名についてはすでに採用しているマスクのパッケージに、使用方法や図として使用している名称があれば、それと同じ単語を使用してください。

素材名の記載が初めての場合は、会員各社で選択していただいて結構です。使用している部材の呼称と素材名称を記載してください。

- ・呼称:規則はありません。ノーズフィッター、ノーズフィットなど任意です。
- ・素材名称: 材料名を記載します。なお芯材とラミ材から構成する場合は、スチール、ポリエチレンなどもれなく記載してください。
- ・枠内表示記載方法:例示しますと下記のような例となります。

素材名	本体部：ポリエチレン 耳ひも部：ポリエチレン ノーズフィッター：ポリエステル
-----	--

「形状保持具(ノーズフィッター):ポリエステル」などと記載しなくて結構です。例はノーズフィッターですが、各製品で使用している名称で結構です。

【注意書きの例文】

対象や加工工程・経時変化・疲労破壊など形状や材料によって注意書きの内容を検討して下さい。下記に例示しますが、あくまで例ですのでこれに拘るもの

ではありません。

- ノーズフィッターを折り曲げる際に手指を傷つけないよう気を付けてください。
- ノーズフィッターを折り曲げる際に、端部の飛び出しにご注意ください。
- ノーズフィッターは樹脂製ですが、取り扱いにご注意ください。

以上